

# 第 1 3 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 6 年 7 月 1 0 日

## 第 1 3 回農業委員会（総会）

令和 6 年 7 月 1 0 日  
午 後 1 時 3 0 分 から  
市 役 所 行 政 委 員 会 室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 1 9 号  
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告）… 3 件
- 第 3 報告第 2 0 号  
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 1 件
- 第 4 議 第 3 0 号  
農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2 件
- 第 5 議 第 3 1 号  
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5 件
- 第 6 議 第 3 2 号  
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1 件
- 第 7 正副会長の選出について
- 第 8 運営委員会委員の選出について

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

|       |       |       |        |       |       |
|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 1 番   | 奥村 厚夫 | 2 番   | 我孫子 利和 | 3 番   | 杉江 善博 |
| 4 番   | 角井 廣司 | 5 番   | 中島 春樹  | 6 番   | 中瀬 康夫 |
| 7 番   | 今井 修  | 8 番   | 田中 実   | 9 番   | 田中 治嗣 |
| 1 0 番 | 田中 廣之 | 1 1 番 | 中島 健一  | 1 2 番 | 木下 弥生 |
| 1 3 番 | 奥村 次一 | 1 4 番 | 堀 裕子   |       |       |

### ・会議に欠席した委員

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

|       |       |     |       |     |       |
|-------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番   | 辻 善一  | 2 番 | 田村 茂  | 3 番 | 中野 孝彦 |
| 4 番   | 山本 光作 | 5 番 | 佐山 末男 | 6 番 | 山岡 康一 |
| 7 番   | 平井 重己 | 8 番 | 山元 憲司 | 9 番 | 片岡 正春 |
| 1 0 番 | 一浦 秀樹 |     |       |     |       |

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

|      |       |    |       |    |       |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 相井 義博 | 参事 | 服部 英亜 | 主査 | 湯村 亮太 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

## 農林水産課

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 課長 | 山田 高裕 | 主事 | 三橋 優美 |
|----|-------|----|-------|

事務局長       では、定刻となりましたので、只今から第13回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

                  そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

                  また、本日は傍聴の方はおられません。

                  なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長       では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

                  私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

                  (農業委員会憲章の唱和)

事務局長       ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしく願いいたします。

会長           委員のみなさま、お忙しい中総会にご出席をいただきましてありがとうございます。例年よりも遅い梅雨入りとなりましたけれども、先週は数日間猛暑が続きまして、熱中症の患者さんも急増していると報道されておりました。みなさま、長時間屋外で作業されておられると思いますので、無理されることなく、体調にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。

会長           ただいまから、第13回草津市農業委員会総会を開会します。

                  本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

                  議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますよう、お願いします。

会長           それでは、これより日程に入ります。

                  日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番 奥村厚夫委員、議席番号9番 田中治嗣委員、以上の兩人を指名いたします。

会長           次に、日程第2報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第19号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、野路町に住所を有する届出人2名が、共有する野路町地先の登記地目田、現況畑1筆117㎡を住宅用地として、転用されようとするものです。

届出人の関係は夫婦で、隣接地に居住されており、当該地を住宅用地として使用するため、届出をなされたものであります。

隣地との境界については、北側と東側にL型擁壁を設置されます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、北側の水路へ放流されます。

隣接地は、宅地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、木川町に住所を有する届出人が、所有する木川町地先の畑1筆390㎡を、長屋住宅建設（4戸）を目的として、転用されようとするものです。

隣地との境界については、コンクリートブロック（30cm）を設置され、宅地部分および乗り入れ口（南側）については、約20cm程度の盛土をされます。

雨水排水は、南側に雨水枡を設け、南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません

番号3番は、京都市に住所を有する届出人が、所有する野村二丁目地先の登記地目田、現況畑1筆150㎡を、長屋住宅建設（4戸）を目的として、転用されようとするものです。

隣地との境界（北側乗り入れ口以外）については、コンクリートブロック（30cm）を設置されます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および市道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は5月29日付、番号2番は6月7日付、番号3番は6月4日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 19 号を終わります。

会長 次に、日程第 3 報告第 20 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について」番号 1 番を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものであります。

今月の通知は、1 件です。議案書は 3 ページです。

当案件は、後程、農林水産課から説明される、議題 32 号、農用地利用集積等促進計画 23 番と関連する案件です。

番号 1 番は、下笠町に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する下笠町地先の田 1 筆 2,152 m<sup>2</sup>に対して、農用地利用集積計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされました。

なお、両者は、農地中間管理機構を通じ、これまで農地の貸借を行われてきましたが、当該地区における農地の集約を図るため、当該地区で経営規模拡大を図ろうとする耕作者（担い手・中心経営体）に利用権の再設定（10 年間）を行うため解約されたものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第 20 号を終わります。

次に、日程第 4 議第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番と 2 番の案件を議題とし、事務局から議

案の朗読と説明を願います。

事務局

議第30号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、4ページです。

番号1番は、5月の総会におきまして、農用地から農業用施設用地への用途変更について、ご了承いただいた案件ですが、今回、農業用倉庫の建築にあたり、農地転用の申請がなされたものです。

当該案件は、北山田町に住所を有する申請人が、所有する北山田町地先の、田1筆1,186㎡を、農業用倉庫を建築するため、転用されようとするものです。

申請人は、北山田町で農業を専業（≒1.69ha）としておられ、同町に大型農作業用機械・乾燥施設を保有しておられますが、倉庫への進入路が狭隘で、通行に支障が生じているため、代替地を検討され、市道（幅7m）および農道に接する当該申請地を適地とし、申請がなされたものであります。

隣地との境界は、農地と隣接する北側はL型擁壁を設置し、南側・西側の道路高に合わせ、70cm前後の盛り土を行われます。東側は自己所有の田となっております。

雨水排水は、浸透式で対応されます。

隣接地は、田および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、後に説明いたします、議題31号番号3番と関連する案件でございます。上笠町に住所を有する申請人が、所有する上笠町地先の田1筆1,340㎡を、貸露天資材置場および貸露天駐車場として、転用されようとするものです。

整備後は、栗東市に本社を置く自動車関連会社に賃貸借され、タイヤ・修理パーツなどの資材、および修理や販売予定の車両の一時保管等を目的に利用されます。

申請地は、道路高に合わせ30cm程度の、盛土および一部切土を行い、雨水排水は、敷地勾配をつけ、北側に雨水枡を設け、北側水路を通じて放流

されます。

隣接地は、畑・山林・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、事業所、公共施設等（※笠縫・笠縫東小学校 まちづくりセンター）が連たんしている区域に近接する区域内にある、10ha未満の農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書の添付および資金の確認ができており、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番  
中島

現地確認させていただきました。事務局からの説明のありましたとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番  
今井

6月16日現地確認をいたしました。周辺等、耕作をするのに問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。



ただいま議題となっております議第30号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第30号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第31号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第31号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、5件でございます。議案書は、5ページから7ページです。

番号1番は、追分南六丁目に住所を有する譲受人2名が、譲渡人の所有する馬場町地先の登記地目山林、現況畑1筆303㎡を専用住宅の建築を目的として、売買にて取得し転用されようとするものです。地目は山林ですが、農地法上現況において農地性がある場合は対象といたしますことから、今回申請されたものです。

譲受人は夫婦であり、現在、市内の賃貸アパートにお住まいですが、手狭になってきたため、実家の近傍である申請地を適地と判断し申請をなされました。

隣地との境界にはコンクリートブロックを設置されます。また、道路に接する北側の乗り入れ口については、道路高に合わせ、150cm前後の切り土を行い、宅地部分については10cm程度の盛土および切土を行われます。

雨水排水は、申請地内北側に会所枡を設け、北側の道路側溝に放流する計画となっております。

隣接地は、山林・畑・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共

投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書および融資証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号2番は、大路二丁目で不動産業および建設業を営む譲受人が、譲渡人2名が各々所有する矢橋町地先の田4筆3,137㎡、畑1筆519㎡、登記地目畑、現況宅地1筆73㎡、登記地目ため池、現況畑2筆52.07㎡、計8筆3,781.07㎡を露天資材置場として売買にて取得し、転用されようとするものです。

なお、申請地の一部に、倉庫がございますが、これは、申請地の農作業に供するために、譲渡人が1985年頃に建設された農業用倉庫です。2a未満の農業用施設用地への転用は、農地法施行規則第29条第1項に定める転用の許可を要しない事項に該当しますが、届出制となっておりますため、この不知が分かったことから、経過書を添付の上、当該申請がなされたものでございます。

譲受人は、市内を中心に、栗東市、守山市、大津市で事業を展開され、多数の宅地分譲、注文住宅の建築を行っておられます。今回、事業拡大に伴い、市内での資材置場の確保が必要になったことと、近隣市へのアクセスのよい当該申請地を適地と判断し、所有者と売買交渉していたところ話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、北側および東側はL型擁壁を新たに設置し、南側・西側の道路高に合わせ120cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を隣接する東側の市道に向けてつけ、申請地内に会所枿を設け、東側水路を通じて放流されます。水路から先は、一級河川十禅寺川へと流入します。

隣接地は、田・宅地・雑種地および市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

申請地内の配置計画につきましては、申請地東側に外壁材、合板等の住宅資材、西側にはフェンス等の仮設資材、中央にはバックホーなどの重機およびレンガ・ブロック等の外構資材を配置されます。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、申請地か

ら500m以内に老上西小学校および老上西まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については売買契約書、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、7月11日に県農業会議審議委員による現地調査の後7月19日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

番号3番は、議第30号番号2番で申請される農地の隣接地であり、一体での利用を目的として申請がなされています。

申請地は、上笠町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する上笠町地先の畑1筆675㎡を貸露天資材置場および貸露天駐車場として、転用されようとするものです。整備後は、栗東市に本社を置く自動車関連会社に賃貸借されます。

申請地は、道路高に合わせ40cm程度の盛土および一部切土を行い、雨水排水は、敷地勾配をつけ雨水桝を設けて北側および中央水路を通じて放流されます。

隣接地は、雑種地および水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、事業所、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある10ha未満の農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書の添付および資金の確認ができており、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、若竹町で高齢者や障害者への福祉サービス事業を行う法人こと借受人が、貸渡人が所有する川原町地先の田1筆1,196㎡を、共同生活

援助及び短期入所施設の建築を目的として、賃貸借にて取得し転用されようとするものです。

隣地との境界は、北側、西側および東側は L 型擁壁を新たに設置し、南側は既設の擁壁を流用し、北側の道路高に合わせ 7 0 c m 前後の盛り土を行います。

雨水排水は、敷地勾配を隣接する北側水路に向けてつけ、北側に会所枡を設け北側水路を通じて放流されます。

隣接地は、畑・雑種地・宅地、水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない 1 0 h a 未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第 2 種農地と判断されます。

また、隣接地には、関連法人である、社会福祉法人が事業を行う、就労継続支援施設があり、関連する障害者福祉事業であり、利用者の利便性や事業の連携を鑑みると代替地がなく、当該農地以外に第 3 種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第 5 条第 2 項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号 5 番は、栗東市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、譲渡人が所有する新堂町地先の畑 1 筆 3 9 6 m<sup>2</sup>を露天資材置場を目的として、売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、県内で土木建設業を行う事業者であり、事業拡大により資材置場が必要となり、本社からも近い当該申請地を適地として申請をされたものであります。

隣地との境界は、東側および北側は L 型擁壁および一部コンクリートブロックの設置を行い、西側は車両の出入りを行う道路高に合わせ、2 0 c m 程度盛り土を行います。

雨水排水は、敷地勾配をつけ雨水枡を設けて既設の西側水路に放流される計画となっています。

隣接地は、宅地・水路・市道および里道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から 5 0 0 m 以内に新堂中学校、および草津ハートセンターがあることから、公

益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上5件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号1番奥村厚夫委員をお願いします。

1番  
奥村

6月11日辻推進委員さんと現地確認いたしました。内容につきましては、事務局から説明がありましてとおりでございます。問題はありません。

会長

2番の案件につきましては、議席番号5番 角井廣司委員をお願いします。

5番  
角井

内容につきましては、事務局から説明がありましてとおりでございます。問題ないと判断いたしました。

会長

3番から5番までの案件につきましては、議席番号7番 今井修をお願いします。

7番  
今井

3番の案件につきましては、6月16日現地確認いたしました。問題はありません。事務局の説明のとおりでございます。4番の案件につきましては、5月22日現地確認を行いました。こちらも特に問題はありません。5番の案件につきましては、6月4日現地確認をおこないました。事務局から説明がありましてとおりでございます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第31号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から5番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第31号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から5番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第32号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については本日、出席の議席番号3番 杉江善博委員は当事者に該当しますことから「農業委員会等に関する法律第31条第1項」に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。

では、議席番号3番 杉江善博委員は退席を願います。

(委員 退席)

会長 それでは、議第32号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 課長 それでは、議第32号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。

左上を御覧いただきまして、今回は全体で26筆、計35,664㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が25筆で面積は32,035㎡、畑が1筆で面

積は3,629㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は976筆、面積は1,525,785.34㎡となっております。

内訳といたしましては、田が937筆で、1,497,259.34㎡、畑が39筆で、28,526㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものととなります。3年未満が0筆、3年以上6年未満が0筆、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が26筆、計26筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年8月30日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第32号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第32号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので、議席番号3番 杉江善博委員の入場を認めます。

(委員 再入室)

会長

次に、新会長及び新副会長の選出についてお諮りいたします。

草津市農業委員会の会長等の就任期間は、草津市農業委員会規程第2条第4項の規定により、会長および副会長の任期は1年と定められています。現役員は、令和5年7月20日に就任し、1年となりますことから改選いたしたいと考えます。役員改選することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 「御異議なし」と認めます。よって役員改選をすることに決しました。

会長 それでは日程第7会長・副会長の選出について議題といたします。

この件については、6月10日に運営委員会を開催いたしましたところ、会長・副会長の選出は、従来通り「選考委員会」を設置し別室で選考をいただき、候補者を総会で賛同を得るという「選考委員会方式」が妥当との意見を全員一致でとりまとめていただきました。

従いまして、会長・副会長の選出につきましては、「選考委員会方式」を採用することを運営委員会・運営委員の総意として、御提案申しあげたいと思います。会長・副会長の選出について、「選考委員会方式」とすることについて御異議はございませんか。

(異議なし)

会長 「御異議なし」と認めます。よって、会長・副会長の選出方法については、「選考委員会方式」によることに決しました。

なお、選考委員の構成ですが、議席番号1番から10番の地元推薦の農業委員から旧学区ごとに1人を選出。但し、志津と草津は便宜上1学区と見なし1人を選出いただき、計5人を選出いただきたいと存じます。

また、議席番号11番から14番の地元推薦委員以外の委員（団体推薦・中立委員）の中から1人を選出いただき、計6人から構成する「選考委員会」を設置したいと考えます。

それでは、学区・学区以外の委員毎に、それぞれ選考委員を選出いただき本職まで御報告願います。これより、10分間暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(休 憩)

会長 再開いたします。選考委員の氏名が本職まで届けられましたので、報告いたします。志津・草津学区は2番 我孫子利和委員、老上学区は3番 杉江善博委員、山田学区は5番 中島春樹委員、笠縫学区は7番 今井修委員、



常盤学区は１０番 田中廣之委員、地元推薦以外の委員から１１番 中島健一委員以上の方々です。

会長           ただ今の６名の委員を「選考委員」として選任することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会長           それでは、選考委員の方々は、事務局が案内しますので、速やかに４階の４０２会議室にお集まりください。個室にて、新会長・新副会長の選考をお願いします。後ほど、ここ総会場で選考委員会（地元推薦委員以外の委員）から選考結果の報告をお願いいたします。

その間、暫時休憩いたします。

（休 憩）

会長           再開いたします。選考委員会での選考結果について選考委員を代表して地元推薦委員以外の委員こと、議席番号２番 我孫子利和委員からご報告願います。

２番  
我孫子          選考委員を代表しまして、ご報告させていただきます。新会長には議席番号９番 田中治嗣委員、新副会長には議席番号８番 田中実委員を推薦いたします。

会長           ただいま、選考委員会代表から選考結果について御報告があり、新会長には議席番号９番 田中治嗣委員、新副会長には議席番号８番 田中実委員を推薦する旨の報告がありました。

会長           お諮りします。選考委員会の選考結果のとおり、新会長には議席番号９番 田中治嗣委員、新副会長には議席番号８番 田中実委員を選任することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

会長           御異議なしと認めます。よって、新会長には議席番号９番 田中治嗣委員、新副会長には議席番号８番 田中実委員を選任することに決しました。

なお、現在の役員の任期は、令和６年７月１９日までとし、新役員の任期

は、令和6年7月20日から令和7年7月19日までとします。

会長 次に、日程第8運営委員会委員の選出を議題といたします。運営委員会の委員は、新会長の出身学区である（常盤）と新副会長の出身学区である（笠縫）以外の旧学区、但し、志津・草津は1学区とみなし、5学区から1名ずつと、そして、地元推薦以外（団体推薦・中立委員）の委員の中から1名、合計6名の構成となっております。「志津・草津」で1名、「老上」・「山田」から各1名で計3名、そして地元推薦以外の委員（団体推薦・中立委員）の中から1名、計4名を選出いただき、本職まで御報告願います。

この間、暫時休憩いたします。

（休 憩）

会長 再開いたします。

運営委員会の委員の選任結果が、本職まで届きましたので御報告申し上げます。志津・草津学区から、議席番号1番 奥村厚夫委員、老上学区から、議席番号4番 角井廣司委員、山田学区から、議席番号5番 中島春樹委員、地元推薦以外の委員（団体推薦・中立）の中から、議席番号12番 木下弥生委員以上であります。この結果、運営委員会の委員は、ただ今御報告いたしました委員の方々の他に、新会長および新副会長が加わっていただき、運営委員会を担当していただくことになります。1年間よろしくお願いします。

会長 以上で本日のご審議いただく案件は、全て議了されたものと認めます。

会長 それでは、これより農地利用最適化推進委員会が別室（402会議室）で開催され、新役員を決定されますので、会議終了までの間農業委員は、暫時休憩といたします。再開後に、農業委員の新会長、副会長ならびに、農地利用最適化推進委員会の新委員長と、新副委員長から就任のご挨拶をいただきます。

（休 憩）

会長 再開いたします。

それでは、推進委員会での選考結果についてご報告をいただきます。

辻 推進委員 それでは最適化推進委員会での選考結果についてご報告させていただきます。新委員長には、議席番号3番 中野孝彦委員、新副委員長には、議席番

号6番 山岡康一委員でございます。よろしくお願いいたします。

会長            ありがとうございます。それでは、新役員の皆さんから就任のご挨拶をいただきます。

                  まず農業委員会の方から、新たに会長に就任いただく議席番号9番 田中治嗣委員をお願いします。

9番            会長を務めさせていただくことになりました田中でございます。草津市は、  
田中            農地が資材置場、宅地などに変わり農地が減ってきております。後継者となる若い人たちにも分かりやすく、魅力ある農業を目指して一年間頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長            次に、新たに副会長に就任いただく 議席番号8番 田中実委員をお願いします。

8番            会長と同じ田中でございます。みなさんのご協力のもと、みなさんと一緒  
田中            に農業委員会を盛り上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長            次に、農地利用最適化推進委員会の新委員長に就任いただく、議席番号3番 中野孝彦委員よろしくお願いいたします。

中野            農地利用最適化推進委員長の仕事に関しては、まだよく分からないことが  
推進委員        多くありますが、事務局の方に手伝っていただきながら、農地の利用の最適化の推進と、地域計画の達成に向けて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長            次に新副委員長に就任いただく、議席番号6番 山岡康一委員よろしくお願いいたします。

山岡            山田地区の山岡康一でございます。推進委員の副委員長の仕事は何がある  
推進委員        のかよくわかりませんが、頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

会長            ありがとうございます。それでは、7月20日から1年間よろしくお願いいたします。

会長           次に、新運営委員の皆さんを、再度ご報告申し上げます。議席番号1番奥村厚夫委員、議席番号4番 角井廣司委員、議席番号5番 中島春樹委員、議席番号12番 木下弥生委員、計4名に加え、農業委員会の新会長・新副会長が加わり、6名で運営いただきますので、よろしくお願いします。

会長           それでは、役員改選関係の議事につきましては終了いたします。  
          以上で、本日の会議に付議された各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会   15時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年7月10日

会 長 中瀬 康夫

署名委員 奥村 厚夫

署名委員 田中 治嗣